

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

整理番号	185
(管理番号	185)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「取得財産」の見直し

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び情報通信格差是正事業費補助金交付要綱に定める「財産処分」について、事務簡素化や機動的な工事着工のため、以下のいずれかの見直しを行う。

- ①財産処分の対象となる取得財産を鉄塔のみとする等、交付要綱等で機械設備を処分制限財産としないよう整理する。
- ②包括承認届出制度の対象を拡大し、通信事業者⇒市町への処分申請及び市町⇒県の処分申請についても、年に一度の届出で足りるよう見直しを行う。
- ③取得財産の処分制限期間の見直し(短縮)を行う。

具体的な支障事例

総務省所管事業である携帯電話等エリア整備事業については、通信技術の進歩により処分制限期間を待たずして設備等の一部を更新するケースが多いが、処分制限期間内に設備の一部を更新する際においても、都道府県への財産処分届出が必要であり、都道府県から国に対しては年度末に包括承認届出を行っている。しかし、今後もさらなる通信技術の進化が予測される中であって、通信事業者にとっては当該届出事務が完了するまでは更新工事に着手できないほか、通信技術の進化に伴う更なる設備更新も見込まれるため、工事着工までの期間をできる限り短縮し、処分申請に要する工数等もでき得る限り削減することが望ましい。国におかれてはこれまでも包括承認届出制度の導入等、事務の効率化に取り組まれていることは承知しているが、通信環境の改善を図るといふ事業趣旨を鑑みても、左欄のとおり基地局設備のうち鉄塔部分のみを取得財産と定義した上で財産処分報告対象とする等、更なる事務簡素化や弾力的な運用についてご検討いただくと、県、基礎自治体のみならず、通信事業者にとってもより一層の業務の効率化につながる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【県】

- ・事務処理件数:年間 10 件程度(報告のある市町は例年2~3市町)
- ・事務処理に要する時間:@2時間程度/件
- ・年度末の包括承認届出書類作成:4時間程度

↳これらの事務処理時間の削減

【市町】

- ・事務処理件数:4件程度
- ・事務処理に要する時間:@5時間程度

↳これらの事務処理時間の削減

【通信事業者】

- ・事務処理件数:10件程度
- ・事務処理に要する時間:@10時間程度

↳これらの事務処理時間の削減

↳処分申請なしに更新工事に着手できるため、工期の短縮等効率化が期待

※上記は事務処理に要する時間のみを記載しているため、書類の不備や担当者の不在等があった場合、通信事業者による市町への処分申請から県の受理までの総処理時間が約2か月に及んだ事例もある。

根拠法令等

無線通信システム普及支援事業費等補助金交付要綱第20条、補足事項4(2)

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第20条、補足事項6(1)

携帯電話の鉄塔施設整備・エリア整備等の補助事業における財産処分手続の簡素化に関する手引き P11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、岩手県、花巻市、浜松市、兵庫県、砥部町

○通信技術の進化が今後もますます進むことが予想される中、現行制度よりも通信事業者の工事着工までの期間が短縮されることは、市民にとってもメリットであることから、より効率的な制度となることを期待したい。

○当県においても携帯電話等エリア整備事業において、通信技術の進歩により処分制限期間を待たずして設備等の一部を更新するケースがあり、毎年財産処分届出の処理業務が発生しているため、この提案が実現されたら自治体職員及び通信事業者の事務負担軽減につながる。

○当市では、地上デジタル放送移行に伴う改修から10年以上経過し、共聴設備の廃止手続に関する相談が近年急増している。

財産処分に関する手続の長期化については、共架料の負担などにも影響することから、度々共聴組合からも苦言を呈され、対応に苦慮しているところである。

今後、部品の生産終了によって、共聴設備の高度化・廃止の手続が全国的に増加していくことが予想されることから、例示されている「携帯電話等エリア整備事業」のみならず、無線通信システム普及支援事業を活用して取得した財産処分手続の簡素化について、ご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

ご要望事項に対し、以下の通り回答する。

「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」において、まず、「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】」の箇所に以下の規定がある。

2 財産の処分制限期間について

(1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において規定される耐用年数に相当する期間とする。

この規定にもある通り、「携帯電話等エリア整備事業」において、間接補助事業者である市町村は、大蔵省令に基づく財産の処分制限期間に従わなければならないため、ご要望事項①③の「対象となる取得財産の整理」や「取得財産の処分制限期間の見直し」については、最終的には財務省所管の大蔵省令を改正することが必要と考えられることから、ご要望については、今後、関係部署などと検討することとしたい。

また、ご要望事項②の「包括承認届出制度の対象拡大」について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第26条第2項等に基づき、「携帯電話等エリア整備事業」においては、直接補助事業者である都道府県を対象として、包括承認届出制度を導入しているところ。一方、市町村への対象拡大という点については、直接補助事業者である都道府県と間接補助事業者である市町村の関係であるため、両方で調整いただきたい。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)

第二十六条

2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。

上記について、「情報通信格差是正事業費補助金交付要綱」においても同様である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案①・③

交付要綱において財産処分を要する財産の整理や期間について以下の見直しを検討いただきたい。

- ・通信技術の進化により機器を更新する場合は対象外とする
- ・本事業により取得した機械設備の処分制限期間を独自に設定する など

提案②

自治体によって取扱いが異なると事業者の混乱にもつながるため、標準的スキームを示すなど、全国的に事務が平準化されるよう配慮いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

携帯電話等エリア整備事業について、ご提案内容を踏まえ、以下の対応を行いたい。

まず、「通信技術の進化により機器を更新する場合は対象外とする」というご要望について、対象外とすることは困難であるが、現在、直接補助事業者に対し、包括承認届出制度という手続き簡素化を交付要綱で認めているため(※1)、これを間接補助事業者に対しても対象拡大できるよう、定例の来年度予算執行に向けた交付要綱の改正のタイミング(1月頃から協議、4月頭の施行を目指す)に合わせ、財務省と協議を行う。

なお、包括承認届出制度の対象を間接補助事業者まで広げた場合、都道府県と市町村の関係において、市町村が行う財産処分について、市町村が都道府県に都度申請する必要はなく、各市町村の判断で、順次、通信事業者に財産処分の承認を行いつつ、都道府県に対しては、年に一度まとめて報告するのみで済むという手続き簡素化が実現できると考える(※2)。

また、その際、自治体によって取扱いが異なることにより事業者の混乱を生じないよう、標準的スキームを当課からの通知で示すなど工夫したい。

一方、処分制限期間については、財務省の「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和43年3月31日大蔵省令第15号)」の規定より緩和した内容を独自に設定することは困難である。

(※1) 交付要綱上、以下に該当する財産処分については、包括承認届出制度が適用できるとしている。

ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業(以下「対策事業」という。)により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合。この場合において、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に係るものについては、当該特定基地局を整備する地域についても、上記の対象地域に含むものとして取り扱う。

イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

(※2) なお、通信事業者から市町への処分申請については、処分の事案が発生した時点で速やかに申請がなされるべきものであり、包括承認届出制度の適用は馴染まないものとする。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）記載内容

4【総務省】

(9)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法179)

携帯電話等エリア整備事業に係る財産処分については、包括承認届出の対象を間接補助事業者まで拡大することとし、地方公共団体に令和6年度中に通知する。